

# 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案について

## 一 刑法の一部改正

- 1 談合罪について、その構成要件から「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的」を削除し、公の競売又は入札で契約を締結するためのものに関し談合した者を処罰対象とする。
- 2 公の競売又は入札で契約を締結するためのものの職務を行う公務員が、その職務上の地位を利用して、談合に関与した場合を、新たに処罰対象とする。法定刑は、現行の談合罪の法定刑から罰金刑を削除したものとする（2年以下の懲役のみとする）。

## 二 官製談合防止法等の一部改正

- 1 特定法人の範囲の拡大（官製談合防止法）  
公正取引委員会の改善措置要求の対象となる特定法人に、特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社を追加する。
- 2 入札談合等関与行為の範囲の拡大（官製談合防止法）  
入札談合等関与行為に該当する行為として、契約の締結に関し権限等を有する職員が入札談合等が行われる明白なおそれがあることを知りながら当該入札談合等を防止するための措置を講じないことを加える。
- 3 職員の損害賠償責任の厳格化  
（官製談合防止法、地方自治法、会計検査院法、予算執行職員等の責任に関する法律）  
発注機関がその職員に対する損害賠償請求を行う場合等の要件を、重過失から過失に改める。
- 4 裁判所から公正取引委員会への求意見制度（官製談合防止法）  
入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、当該職員の入札談合等関与行為によって生じた損害の額について、意見を求めなければならない旨の規定を追加する。
- 5 公正取引委員会と会計検査院との連携の強化（官製談合防止法、会計検査院法）  
入札談合等関与行為についての公正取引委員会の会計検査院に対する通知義務（会計検査院の検査対象に限る。）及び独占禁止法違反行為についての会計検査院の公正取引委員会に対する通知義務について、必要な規定を設ける。

## 三 施行期日等

- 1 一は公布の日から起算して20日を経過した日から、その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、特殊法人の民営化に伴いその経営組織が株式会社に変更されたもの（民営化会社）の役職員が談合等に関与する行為の防止その他の談合等の防止のための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。